

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理</p> <p>(1) 意義</p> <p>銀行は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。</p> <p>特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等より適時適切に報告を受け、統合的なリスク管理の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。</p> <p>当局は、銀行による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組みを最大限尊重しつつ、それが銀行の規模やリスク特性等に照らして適切かどうかを評価・検証することを通じて、銀行に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。</p> <p>なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、同制度に基づくヒアリングや報告徴求</p>	<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理</p> <p>(1) 意義</p> <p>銀行は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。</p> <p>特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等より適時適切に報告を受け、統合的なリスク管理の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。</p> <p>当局は、銀行による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組みを最大限尊重しつつ、それが銀行の規模やリスク特性等に照らして適切かどうかを評価・検証することを通じて、銀行に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。</p> <p>なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない銀行に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>等を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組みを促すこととする。</p> <p>大規模かつ複雑なリスクを抱える銀行の統合的なリスク管理態勢の評価・検証については、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-2-2-2 早期警戒制度</p> <p>銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第26条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、銀行の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった銀行に対しては、<u>早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うこと</u>によって、該当する個々のリスク等の実態を当該銀行のビジネスモデルや統合的なリスク管理の状況に照らして的確に</p>	<p>改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組みを促すこととする。</p> <p>大規模かつ複雑なリスクを抱える銀行の統合的なリスク管理態勢の評価・検証については、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-2-2-2 早期警戒制度</p> <p>銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第26条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、銀行の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった銀行に対しては、<u>以下の①から③の対応等を行うこととする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>把握するとともに、銀行の自発的なリスク管理を補完する形で、よりの確なリスク管理を促すこととする。</u></p> <p>(注) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しヒアリング等の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</p> <p>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p>	<p>① 当局における分析 <u>基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性・リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、銀行が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。</u></p> <p>② 対話を通じた課題の明確化と共有 <u>構築した仮説に基づき、銀行の自己評価を十分に踏まえながら、当局と銀行との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。</u></p> <p>③ 改善に向けた監督・対話 <u>共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う。</u></p> <p>(注1) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する銀行に対し、<u>上記①から③の監督上の対応等</u>を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</p> <p>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>II-2-3 収益性 II-2-3-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(収益性改善措置)</p> <p>II-2-4 信用リスク II-2-4-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不良債権比率、大口与信（国際統一基準行については Tier 1 資本の</p>	<p><u>なお、銀行による改善対応策の実行状況のフォローアップに当たっては、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認するものとする。</u> <u>(注 2) 個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しては、上記①から③の取り組み方を基本としつつも、銀行の規模・特性等に応じた対応を行うことに留意する。</u></p> <p>II-2-3 収益性 II-2-3-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、<u>II-2-2-2 ①から③の対応等</u>を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(収益性改善措置)</p> <p>II-2-4 信用リスク II-2-4-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不良債権比率、大口与信（国際統一基準行については Tier 1 資本の</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>額、国内基準行については自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）の 10%以上の与信先又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額で大きい方の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）</p> <p>(3) (略)</p> <p>II-2-5 市場リスク II-2-5-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) マーケット・リスク規制の適用対象取引（<u>告示第 10 条第 2 項第</u></p>	<p>額、国内基準行については自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）の 10%以上の与信先又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額で大きい方の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、<u>II-2-2-2①から③の対応等</u>を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）</p> <p>(3) (略)</p> <p>II-2-5 市場リスク II-2-5-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) マーケット・リスク規制の適用対象取引（「<u>銀行法第十四条の二</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>2号に規定する特定取引等)に関する内部管理等については、主要行等向けの総合的な監督指針の「Ⅲ-2-1-2-3 マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等」を参照すること(19年3月期より適用)。</p> <p>Ⅱ-2-5-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する銀行に対しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</u></p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>(以下「告示」という。)第10条第2項第2号に規定する特定取引等)に関する内部管理等については、主要行等向けの総合的な監督指針の「Ⅲ-2-1-2-3 マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等」を参照すること(19年3月期より適用)。</p> <p>Ⅱ-2-5-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する銀行に対しては、<u>Ⅱ-2-2-2①から③の対応等を行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>以下のイ. 及びロ. により、深度ある対話を行う必要があると認められる銀行(国内基準行は、以下のロ. d. を除いて平成31年3月期より適用)</u></p> <p><u>イ. 重要性テスト</u></p> <p><u>△EVE(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>実の状況等について金融庁長官が別に定める事項</u>（以下「<u>開示告示</u>」という。）に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）の最大値が以下に該当する銀行は、下記ロ.の対象とする。</p> <p>a. <u>国際統一基準行においては、Tier 1 資本の額の 15%を超える銀行</u></p> <p>b. <u>国内基準行においては、自己資本の額の 20%を超える銀行</u></p> <p>ロ. <u>オフサイトモニタリングデータの追加分析</u> <u>収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。具体的には、「銀行が銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」（告示に定める自己資本の最低水準を上回る額をいう。以下この②において同じ。）との関係を基本的な着眼点としつつ、以下の観点等を踏まえ、銀行と深度ある対話を行う必要性について判断する。</u></p> <p>a. <u>「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係（国内基準行の「自己資本の余裕」には有価証券の含み損益を勘案する。）</u></p> <p>b. <u>「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係</u></p> <p>c. <u>「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係</u></p> <p>d. <u>「金利ショックが将来収益に与える影響」（国内基準行は平成 32 年 3 月期より適用）</u></p> <p><u>（注 1）銀行が、内部モデルを使用して銀行勘定の金利リスクを計測する</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>② アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（イ. 上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はロ. 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によ</p>	<p><u>場合には、モデルの検証及びガバナンス態勢の構築が適切に行われ、モデルについての必要な情報（目的、意図された使用方法、基礎となる理論、限界、仮定等）、管理の枠組み（方針、検証の手順、組織体制等）及び検証の過程が適切に文書化されることを求めるものとする。また、監督にあたっては、内部モデルの使用が計算上の金利リスク量に与える影響についても留意する。</u></p> <p><u>（注 2）銀行が、銀行勘定の金利リスクを計測する際には、重要性に応じて、いわゆる行動オプション性（流動性預金の滞留、固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約、個人向けの金利コミットメントラインの実行等、金利変動に対する顧客の必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響）を、内部モデルの使用又は保守的な前提の反映により適切に考慮することを求めるものとする。</u></p> <p><u>（注 3）重要性テストに該当したことをもって、銀行が過大なリスクテイクを行っているとはみなされるものではない。また、オフサイトモニタリングデータの追加分析を通じて、健全性の観点から深度ある対話を行う必要があると認められる場合であっても、改善対応が自動的に求められるものではない。改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、留意して監督を行うものとする。</u></p> <p>③ アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（イ. 上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はロ. 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によ</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>って計算される経済価値の低下額)が自己資本の額(国際統一基準行については総自己資本の額)の20%を超えるもの)に該当する銀行(19年3月期より適用)</p>	<p>って計算される経済価値の低下額)が自己資本の額の20%を超えるもの)に該当する国内基準行(上記②の適用開始まで)</p>
<p>(注1)・(注2) (略)</p>	<p>(注1)・(注2) (略)</p>
<p>Ⅱ-2-6 流動性リスク Ⅱ-2-6-3 監督手法・対応</p>	<p>Ⅱ-2-6 流動性リスク Ⅱ-2-6-3 監督手法・対応</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、<u>原因及び改善策等</u>について、<u>深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)</p>	<p>(2) 預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、<u>Ⅱ-2-2-2①</u>から<u>③の対応等</u>を行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)</p>
<p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ-4-9 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性 Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項 Ⅲ-4-9-4-4 自己資本の充実の状況等の開示(施行規則第19条の2)</p>	<p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ-4-9 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性 Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項 Ⅲ-4-9-4-4 自己資本の充実の状況等の開示(施行規則第19条の2)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p data-bbox="353 284 1084 411">第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係)</p> <p data-bbox="107 475 412 507"><u>(1) 一般的な留意事項</u></p> <p data-bbox="91 523 1084 938">自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、<u>告示の趣旨に従って適切に実施される必要がある</u>。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p data-bbox="91 959 1084 1182">ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p data-bbox="136 1246 219 1278">(新設)</p>	<p data-bbox="1397 284 2128 411">第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係)</p> <p data-bbox="1133 475 2128 890">自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、<u>開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある</u>。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p data-bbox="1133 911 2128 1134">ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p data-bbox="1178 1198 2145 1374"><u>(注) Ⅲ-4-9-4-4は、主に銀行が単体の自己資本比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、銀行が連結の自己資本比率を算出する場合や銀行持株会社が連結の自己資本比率を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	<p>(1) 定性的な開示事項 <u>【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</u></p> <p>① <u>「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について</u></p> <p>イ. <u>「連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>告示第3条又は「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「持株自己資本比率告示」という。）第3条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等）</u> ・ <u>連結の範囲及び方法の違いが生じた原因</u> <p>ロ. <u>「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」には、一覧表示等の方法により、同じ取扱いを受けるものの区分ごとに、それらの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容</u></p> <p>② <u>「銀行全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>イ. 銀行のビジネスモデルとリスクプロファイルとの整合性がどのように確保されているかの説明（例えば、ビジネスモデルに係る主要なリスクの説明と、その主要なリスクが、それぞれのリスクカテゴリーのなかでどのように管理され、開示されているかの説明等）及び銀行のリスクプロファイルが、取締役会で承認されたリスク許容量とどのように関連付けられているかの説明</u></p> <p><u>ロ. リスク・ガバナンス体制。例えば、銀行内における責任の所在（それぞれの権限、権限の委譲、リスクカテゴリー別及び事業部門別の責任の分担等）、リスク管理プロセスに関与する組織、部門間の関係（取締役会、取締役、各リスク委員会、各リスク管理部門、コンプライアンス部門、内部監査部門等）</u></p> <p><u>ハ. 銀行内でリスク文化を醸成するための方法（行動規範、リミットの管理方法や抵触した場合の手続、業務担当者（ビジネスライン）とリスク管理部署との間でリスクに係る課題を提起、共有するための手続等）</u></p> <p><u>ニ. リスク計測システムの対象範囲と主な特徴</u></p> <p><u>ホ. 取締役及び取締役会等へのリスク情報の報告手続き。特に、エクスポージャーに関する報告の範囲と主な内容</u></p> <p><u>ヘ. ストレス・テストに関する定性的情報（ストレス・テストの対象となるポートフォリオ、採用したシナリオと使用した手法、リスク管理におけるストレス・テストの利用等）</u></p> <p><u>ト. 銀行のビジネスモデルから生じるリスクを管理、ヘッジ、削減するための戦略と手順、ヘッジと削減策の継続的な有効性をモニタリングするための手順</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>イ. 「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ビジネスモデルに基づいた信用リスクプロファイルの説明</u> ・ <u>信用リスク管理方針を決定し、信用リスク限度額を設定する基準と方法</u> ・ <u>信用リスク管理・コントロールに関する体制と組織</u> ・ <u>信用リスク管理部門、与信管理部門、コンプライアンス部門、内部監査部門の関係</u> ・ <u>信用リスクエクスポージャーと信用リスクの管理機能に係る報告の範囲と主な内容</u> <p>ロ. 「会計上の引当て及び償却に関する基準の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>引当て・償却の方針及び方法（信用格付付与、債務者区分、債権区分、資産分類の概要（区分の定義、区分方法及び対象資産の範囲に関する説明を含む。）と引当て・償却の額の算定方法を含む。）</u> ・ <u>債権を危険債権以下に区分しない（あるいは破綻懸念先以下に区分されている先に対する債権と判定しない）ことを許容する三月以上延滞債権の延滞日数の程度、及びその理由</u> ・ <u>貸出条件の緩和を実施した債権（三月以上延滞債権及び危険債権以下に該当するものを除く）の定義（三月以上延滞債権及び危険債権以下に区分しない条件、貸出条件の緩和を実施したことに伴い引当金の額を増加させる条件の説明を含む。）</u> ・ <u>引当金及び自己資本比率それぞれの算定に利用する信用リスクのパラメーターの主要な差異（デフォルトの定義やパラメーター</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>の算出方法の差異を含む。差異がない場合は差異がないことの説明を含む。)</u></p> <p>ハ. <u>「標準的手法採用行にあつては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」については、告示第 51 条第 1 項又は持株自己資本比率告示第 29 条第 1 項に基づき、個別格付が付与されていない債権に、当該債務者が負っている他の債務の個別格付を適用している場合、その適用に当たつての運用プロセス及び適用状況の説明</u></p> <p>ニ. <u>「内部格付手法採用行にあつては、次に掲げる事項」のうち、「内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要」</u></p> <p>a. <u>「資産区分ごとの格付付与手続」については、各ポートフォリオにおいて用いられる主なモデルの数、同一のポートフォリオに含まれるモデル間の主な差異に関する説明</u></p> <p>b. <u>「パラメーター推計及びその検証体制」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>PD：推計と検証のための定義、方法、データに係る説明（デフォルトの可能性が低いポートフォリオ（LDP：Low Default Portfolio）のPDの推計方法、規制上のフロアの適用状況、少なくとも過去3期分のPDの推計値と実績デフォルト率の間の差異の主な要因等）</u> ・ <u>LGD：景気後退期LGDの推計方法、LDPのLGDの推計方法、デフォルト時からエクスポージャーの清算（終結）までに要する期間に係る説明等</u> ・ <u>EAD：EAD推計に当たって用いられた前提や仮定等</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>c. 「内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>使用するモデルの開発、承認、変更手続きを行う部門の役割</u> ・ <u>リスク管理部門と内部監査部門との関係、モデルの検証機能がモデル開発から独立していることを確保する手続</u> ・ <u>モデルに係る報告の範囲と主な内容</u> <p>④ <u>「信用リスク削減手法に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</u></p> <p><u>イ. ネットィングを利用する方針及びプロセスの基本的な特徴並びにネットィングの利用状況に係る説明</u></p> <p><u>ロ. 担保評価・担保管理の方針・プロセスの基本的な特徴</u></p> <p><u>ハ. 使用する信用リスク削減手法におけるマーケット・リスク又は信用リスクの集中状況に関する説明（例えば、保証人の種類別、担保の種類別又はクレジット・デリバティブにおけるプロテクションの提供者別にエクスポージャーを集計したときの、特定の区分へのエクスポージャーの集中状況）</u></p> <p>⑤ <u>「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスクに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</u></p> <p><u>イ. カウンターパーティ及び中央清算機関に対するエクスポージャーに関するリスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針</u></p> <p><u>ロ. 担保、保証、ネットィングその他の信用リスク削減手法に関する評価並びに担保等の管理の方針及び処分手続の概要</u></p> <p><u>ハ. 誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理のための方針</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>ニ. 自行の信用力悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明</u></p> <p>⑥ 「証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>イ. 「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」については、<u>銀行の証券化取引についての方針（証券化によるリスク移転の程度及びリスクの種類を含む。）（銀行勘定と特定取引勘定を区別すること。また、再証券化取引を行っている場合は、区別すること。以下この⑥において同じ。）</u></p> <p>ロ. 「体制の整備及びその運用状況の概要」については、<u>再証券化エクスポージャーを保有している場合は、証券化エクスポージャーとの差異</u></p> <p>ハ. 「証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別」については、<u>少なくとも当事業年度に行った証券化取引のほか、銀行が自己資本比率を算出する上で当該証券化目的導管体を連結の範囲に含めているかどうかの別</u></p> <p>ニ. 「<u>連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団の子法人等及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称</u>」については、<u>少なくとも当事業年度に行った証券化取引</u></p> <p>ホ. 「<u>内部評価方式を使用している場合には、その概要</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>内部評価のプロセス及び内部評価のプロセスを統制する仕組み（統制を行う者の独立性、説明責任、内部評価のプロセスに対す</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>る評価結果等を含む。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>内部評価と適格格付機関の付与する外部格付との関係（当該適格格付機関についての情報も含む。)</u> ・ <u>所要自己資本の計算目的以外の内部評価の利用方法</u> ・ <u>内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーの種類及びエクスポージャーの種類毎の信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクター</u> <p>⑦ <u>「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」</u></p> <p>イ. <u>「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>銀行のトレーディング活動の戦略目標及びマーケット・リスク管理のプロセス</u> ・ <u>マーケット・リスク管理部署の体制及び役割</u> ・ <u>リスク量に関する報告及び計測システムの範囲と主な内容</u> <p>ロ. <u>「内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲」</u></p> <p>a. <u>バリュー・アット・リスク及びストレス・バリュー・アット・リスク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> i) <u>内部モデル方式の適用範囲（リスクカテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別）</u> ii) <u>グループ内の異なる拠点において、複数のモデルを使用している場合には、拠点別の使用しているモデルに関する説明</u> iii) <u>モデルの概要</u> iv) <u>内部管理に用いるモデルと規制上のモデルに差異がある場合には、その差異に関する説明</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>v) バリュースコア・リスクに関する以下の事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ヒストリカル・データの更新頻度</u> ・ <u>ヒストリカル・データの観測期間</u> ・ <u>ヒストリカル・データの重み付けの方法</u> ・ <u>10 営業日を下回る保有期間によって算出したバリュースコア・リスクについては保有期間の換算方法</u> ・ <u>バリュースコア・リスクの合算方法（一般市場リスクと個別リスクの合算、リスク・ファクター間の合算等）</u> ・ <u>価格再評価の手法（フルバリュエーション法、センシティブティ法等）</u> ・ <u>リスク・ファクターの変動の捕捉（絶対リターン、相対リターン等）</u> <p><u>vi) ストレス・バリュースコア・リスクに関する以下の事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ストレス期間の選定方法とその根拠</u> ・ <u>価格再評価の手法（フルバリュエーション法、センシティブティ法等）</u> ・ <u>10 営業日を下回る保有期間によって算出したストレス・バリュースコア・リスクについては保有期間の換算方法</u> <p><u>vii) ストレス・テストに関する説明</u></p> <p><u>viii) バックテストに関する説明</u></p> <p><u>ix) 内部モデルに使用するパラメーターの検証体制</u></p> <p><u>x) その他モデル検証手法に関する説明</u></p> <p><u>b. 追加的リスク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>i) モデルの概要</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>ii) デフォルト及び格付遷移の織り込み方法</u></p> <p><u>iii) 各種パラメーターの推定方法（PD/LGD、遷移確率、相関等）</u></p> <p><u>iv) 流動性ホライズンの設定方法に関する説明</u></p> <p><u>v) モデル検証手法</u></p> <p><u>c. 包括的リスク</u></p> <p><u>i) モデルの概要</u></p> <p><u>ii) デフォルト及び格付遷移の織り込み方法</u></p> <p><u>iii) 各種パラメーターの推定方法（PD/LGD、遷移確率、相関等）</u></p> <p><u>iv) 流動性ホライズンの設定方法に関する説明</u></p> <p><u>v) モデル検証手法</u></p> <p>⑧ <u>「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」のうち、「リスク管理の方針及び手続の概要」については、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制</u></p> <p>⑨ <u>「出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</u></p> <p><u>イ. リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制</u></p> <p><u>ロ. その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針</u></p> <p><u>ハ. 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針（会計方針を変更した場合については、財務諸表規則第8条の3に準じた事項を含む。）</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>⑩ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>イ. 「リスク管理の方針及び手続の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明</u> ・ <u>リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明</u> ・ <u>金利リスク計測の頻度</u> ・ <u>ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明</u> <p>ロ. 「金利リスクの算定手法の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>開示告示に基づく定量的開示の対象となる$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下この⑩において同じ。）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項</u> <ul style="list-style-type: none"> ― <u>流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期</u> ― <u>流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期</u> ― <u>流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提</u> ― <u>固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提</u> ― <u>複数の通貨の集計方法及びその前提</u> ― <u>スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッ</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>シュフローに含めるか否か等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>内部モデルの使用等、$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$に重大な影響を及ぼすその他の前提</u> 一 <u>前事業年度末の開示からの変動に関する説明</u> 一 <u>計測値の解釈や重要性に関するその他の説明</u> <p>・ <u>銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>金利ショックに関する説明</u> 一 <u>金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$と大きく異なる点)</u> <p>⑪ 「<u>貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明</u>」</p> <p><u>本項目の記載に当たっては、バーゼル銀行監督委員会「資本構成の開示要件」（2012年6月）の趣旨を十分に踏まえる。</u></p> <p><u>イ. 自己資本の構成に関する開示事項のうち、貸借対照表（連結自己資本比率を算出する銀行が、連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合は、告示第3条又は持株自己資本比率告示第3条の規定に従い、連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表をいう。以下この⑪において同じ。）に表示される科目の一部を構成するものが存在する場合に</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 定性的な開示事項</p> <p>① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. 「自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社</p>	<p>は、当該内訳部分とその額</p> <p><u>ロ. 貸借対照表に表示される科目又は上記イ. の内訳部分が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかを判別するための参照番号、記号及びその他の必要な説明</u></p> <p><u>ハ. 連結自己資本比率を算出する銀行が、連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合において、告示第3条又は持株自己資本比率告示第3条の規定に従い、連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の内容が連結財務諸表規則に基づき作成した連結貸借対照表の内容と異なる場合には、その差異</u></p> <p>⑫ 「<u>自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明</u>」</p> <p><u>イ. 開示告示別紙様式第2号第2面で複数のリスク区分にまたがる勘定科目やリスク区分との紐づけが困難な勘定科目についての定性的な説明</u></p> <p><u>ロ. 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異について、開示告示別紙様式第2号第3面で示される主要な差異項目の説明</u></p> <p>(2) 定性的な開示事項 <u>【国内基準行・国内基準持株会社】</u></p> <p>① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. 「連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と<u>会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告示第3条又は第26条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等） ・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因 <p>ロ. (略)</p> <p>② <u>国内基準行において、「自己資本調達手段の概要」</u>には、告示第25条若しくは第37条の算式における「自己資本の額」にその発行額の全部又は一部が含まれる自己資本調達手段（経過措置により自己資本の額に含まれる適格旧非累積的永久優先株及び適格旧資本調達手段を含む。）に係る以下の情報を記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行主体 ・ 資本調達手段の種類 ・ コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 <p>(以下は該当する場合に記載) (略)</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>⑨ 「<u>銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p>	<p>当該相違点の生じた原因」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>告示第26条又は持株自己資本比率告示第15条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い</u>（例えば、連結、持分法適用、比例連結等） ・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因 <p>ロ. (略)</p> <p>② 「自己資本調達手段の概要」には、告示第25条若しくは第37条又は<u>持株自己資本比率告示第14条の算式</u>における「自己資本の額」にその発行額の全部又は一部が含まれる自己資本調達手段（経過措置により自己資本の額に含まれる適格旧非累積的永久優先株及び適格旧資本調達手段を含む。）に係る以下の情報を記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行主体 ・ 資本調達手段の種類 ・ コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 <p>(以下は該当する場合に記載) (略)</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>⑨ 「<u>出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢 ・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針 ・ <u>銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針。また、会計方針を変更した場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に準じた事項。</u> <p>⑩ 「<u>銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項</u>」について</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要」には、金利リスク管理のための主な前提（期限前返済及びコア預金の取扱いに関する仮定を含む。）、リスク計測の頻度等が記載されているか。</p> <p>⑪ <u>国際統一基準行において、「貸借対照表の科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明」として以下の内容が記載されているか。また、本項目の記載に当たってはバーゼル銀行監督委員会「資本構成の開示要件」（2012年6月）の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自己資本の構成に関する開示項目のうち貸借対照表（連結自己資本比率を算出する銀行が連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合は、自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表。以下⑩において同じ。）に表示される科目の一部を構成するものが存在する場合には、当該内訳部分とその額</u> ・ <u>貸借対照表に表示される科目又は上記内訳部分が自己資本の構成</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢 ・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針 ・ <u>株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針（会計方針を変更した場合には、財務諸表規則第8条の3に準じた事項を含む。）</u> <p>⑩ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「銀行が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要」には、金利リスク管理のための主な前提（期限前返済及びコア預金の取扱いに関する仮定を含む。）、リスク計測の頻度等が記載されているか。</p> <p><u>（削除）</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>に関する開示項目のいずれに相当するかを判別するための参照番号・記号及びその他必要な説明</p> <p>・ <u>連結自己資本比率を算出する銀行が連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合において、自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の内容が連結財務諸表規則に基づき作成した連結貸借対照表の内容と異なる場合には、その差異</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 定量的な開示事項</u></p>	<p><u>(3) 定量的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</u></p> <p><u>定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合に、その要因に係る説明。</u></p> <p>① <u>「信用リスクに関する次に掲げる事項」について、本項目の記載に当たっては、銀行の保有する資産の質 (Credit Quality of Assets) に係る定量的な開示事項の情報を補完する目的を踏まえる。</u></p> <p><u>イ. 「主な種類別の内訳」の例として(a)貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャー、(b)債券の2類型等が考えられる。</u></p> <p><u>ロ. 「地域別」については、少なくとも国内及び国外の区分</u></p> <p><u>ハ. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高 (危険債権以下に該当するものを除く。延滞期間は、「1ヵ月未満」「1ヵ月以上2ヵ月未満」「2ヵ月以上3ヵ月未満」「3ヵ月以上」等の区分を行うものとする。)</u></p> <p><u>(4) 定量的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項」の「貸借対照表計上額、時価」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。</p> <p>⑥ 「銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、例えば、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が5%以上である場合等、必要に応じて通貨ごとの内訳を適切に開示しているか。</p>	<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項」の「貸借対照表計上額及び時価」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。</p> <p>⑥ 「金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、例えば、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が5%以上である場合等、必要に応じて通貨ごとの内訳を適切に開示しているか。</p>
<p>(4) 連結レバレッジ比率又は単体レバレッジ比率に関する開示事項</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 連結レバレッジ比率又は単体レバレッジ比率に関する開示事項 <u>【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</u></p> <p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(6) 四半期ごとの開示事項 <u>【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</u></p> <p>① <u>開示告示第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</u></p> <p><u>また、開示告示第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、第1項第9号から第11号まで、第2項並びに第3項第9号から第11号まで及び第13号から第16号までに掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第9号から第11号まで及び第13号から第14号までに掲げる事項を開示する場合</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第 24 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく有価証券報告書、同法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の規定に基づく四半期報告書又は同法第 24 条の 5 第 1 項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</u></p> <p><u>開示告示第 6 条及び第 9 条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第 8 号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p><u>他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p>② <u>開示告示第 6 条第 1 項第 11 号又は第 9 条第 1 項第 11 号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の詳細」については、第 6 条第 1 項第 10 号又は第 9 条第 1 項第 10 号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて、当該自己資本調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることができるように記載することが適当である。</u></p> <p><u>なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、金融機関が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</u></p> <p>③ <u>「前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」又は「前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」について、例えば、前四半期における連結レバレッジ比率又</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(5) 四半期ごとの開示事項</p> <p>① <u>国際統一基準行においては、改正後の「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</u></p> <p><u>また、第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、第1項第9号から第11号及び第2項第9号から第13号に掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第9号から第13号に掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</u></p> <p>② <u>国際統一基準行においては、改正後の「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について</u></p>	<p><u>は単体レバレッジ比率から0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子（資本の額）又は分母（総エクスポージャーの額）のいずれの変動によって生じたか、その主な要因。</u></p> <p>(7) 四半期ごとの開示事項 <u>【国内基準行・国内基準持株会社】</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>金融庁長官が別に定める事項」第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</u></p> <p><u>また、第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、第1項第9号から第11号及び第2項第9号から第13号に掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第9号から第13号に掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</u></p> <p>③ <u>内部格付手法を採用する国内基準行においては、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第14条及び第17条に規定する事項につき、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。その他の国内基準行においても、四半期開示を実施している場合には、預金者、投資家等の利用者にとって有用な情報につき、四半期ごとに開示することが望ましい。</u></p> <p>④ <u>「前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」又は「前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」について、例えば、前四半期における連結レバレッジ比率又は単体レバレッジ比率から0.5%以上の増加又は減少がある場合のほ</u></p>	<p>内部格付手法を採用する国内基準行においては、<u>開示告示第14条及び第17条に規定する事項につき、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。その他の国内基準行においても、四半期開示を実施している場合には、預金者、投資家等の利用者にとって有用な情報につき、四半期ごとに開示することが望ましい。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>か、主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子（資本の額）又は分母（総エクスポージャーの額）のいずれの変動によって生じたか、その主な要因について開示しているか。</u></p> <p>Ⅲ－４－９－５ 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(参考) (略)</p>	<p>Ⅲ－４－９－５ 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 開示方針の策定【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</u></p> <p>① <u>取締役会による、開示に係る手続及び体制を定めた開示方針の策定並びに行内への周知</u></p> <p>② <u>当該開示方針の主要内容に係るディスクロージャー誌等への記載</u></p> <p>③ <u>取締役会及び上級管理職による、当該開示方針に従った適切な開示を行うための体制整備</u></p> <p>④ <u>ディスクロージャー誌等における当該開示方針に従った適切な開示が行われていることを経営陣等が確認している旨の記載</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(参考) (略)</p>